

開催日時：2003年10月24日（金） 13：00～15：00

場 所：カラスマプラザ21 8階 大ホール

参加者数：委員9名、他部会委員2名、河川管理者13名、一般傍聴者100名

## 1 決定事項

- ・ 部会長は、本日の議論をもとに部会意見の修正案を作成して各委員に意見照会を行う。最終的な修正は部会長に一任することとなった。本日の部会を最後とし、今後改めて部会は開催しない。

## 2 審議の概要

委員会、他部会の開催状況等の報告

資料1「委員会および各部会の状況報告（提言とりまとめ以降）」を用いて、各部会の状況について説明が行われた。

基礎原案に対する意見書のとりまとめに向けた意見交換

利水部会意見（案）031015版について

部会長より、資料2-2「利水部会意見（案）031015版」について説明がなされ、意見交換が行われた。主な意見は、次のとおり。

- ・ 新聞記事にあるように、各地域が抱える事情（例えばダム計画の変更・廃止や水利権転用を決定する際には県議会の同意を要する、と定めた滋賀県の条例）について、具体的対策も含め、部会意見の中に盛り込むべきではないか。

地域の事情は、流動的なものが多く、また河川管理者も委員会の意見を尊重した上で取り組んでいく姿勢にある。委員会として地域の事情についての意見を言う必要はない。

- ・ 「基礎原案では、『水需要の予測』について触れられていない」と、委員会意見書で指摘しているのに、部会意見で「水需要の予測」について述べられていない。

需要予測は河川管理者の権限の話ではないが、「2）水需要の精査確認」の中に位置付けることができるのではないか。

「2）水需要の精査確認」から「水需要の予測」に関する内容を引き出した上で、「水需要の予測」の項目を新たに加えることとする。（部会長）

- ・ 地球温暖化に伴う少雨・少雪傾向の問題について、部会で議論したことを意見書でも触れておくべきではないか。

利水安全度については、追記したい。

少雨化傾向については、「4）水資源開発施設の再編と運用の見直し」で少し触れているが、加筆したい。（部会長）

整備内容シートについての意見（案）について

資料4-1「整備内容シートについての意見案（意見書作業部会とりまとめ案）（031019版）」の利水の部分について意見交換が行われた。主な意見は次のとおり。

- ・ 「水利権の審査については、水利権の更新時のみではなく、定期的に行うべき」となっているが、審査の項目によっては、頻繁な審査の必要性がないものもあると思われる。

水需要予測は、利水者から提出されたタイミングでしか審査はできないが、実態としての水需要は日々管理している。（河川管理者）

- ・ 渇水調整の新しいルールについて、委員間にも認識の違いがあるため、教えて欲しい。

これまでは、渇水時に流域全体で一律に取水制限を行ってきたが、水マネジメント懇談会

では、「投資に応じて配分を見直す。具体的な基準は、各流域で検討する」ということになった。淀川水系では、まだ明確な基準はないが、投資とは投資額のことではなく、開発容量等のことであると理解してもらいたい。(河川管理者)

#### 一般傍聴者からの意見聴取

一般傍聴者1名より、「意見書は明解な主張が多く有難い内容だ。新聞記事等を見る限り、これから委員会の役割はますます重要になるが、周囲の雑音に惑わされることなくやってほしい」との旨の発言があった。

#### その他

- ・意見書最終とりまとめ作業の進め方について議論がなされ、上記「1.決定事項」の通り決定がなされた。

以上

このお知らせは委員の皆様にご会議の結果を迅速にお知らせするため、庶務から発信させて頂くものです。審議の主な内容については「結果概要」、詳細については「議事録」を参照下さい。